

**コンサート・イベント・演劇・テレビ収録・施設管理運営業務等の
照明業務における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン**

令和 2(2020)年 6 月 16 日策定



全照協

全国舞台テレビ照明事業協同組合

I. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。（以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下「5月4日提言」という。）において、「業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有等も含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」と示された、業界団体でのガイドライン作成の求めに応じ、全国舞台テレビ照明事業協同組合の組合員企業が行う照明業務における、新型コロナウイルス感染防止対策として実施すべき基本的事項を具体的に整理したものです。

本ガイドラインは、「コンサート産業・イベント産業・演劇産業・テレビ産業・文化施設産業等の照明業務の発注者の業界団体が策定した業界ガイドライン」、5月4日提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添『『新しい生活様式』の実践例』、「緊急事態の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）及び「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について（令和2年5月14日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」を参考に、場面ごとに具体的な感染防止対策を規定しています。

照明業務は、来場者や出演者に接近して業務を行うことがほとんど無いため、比較的距離を取ることができる業務が多く、経路不明のクラスター源となるリスクは限りなく低いと考えられますが、照明従事者や技術スタッフ同士での近接した作業は必ず発生します。また、対面での事前会議では発注者、リハーサルスタジオでは発注者や出演者と近接して業務を行う可能性もあります。さらに、全工程において休憩スペースやトイレを共有することから、環境に応じた適切な感染防止対策が求められます。

公共ホール、民間ホール、劇場、ホテル宴会場等の施設内での照明管理運営業務については、施設や契約形態によって、照明業務だけでなく、舞台、音響、映像管理運営も同時に行われる場合があります。照明事業者及び照明従事者は、必要に応じて、関係業界団体が策定しているガイドラインもご参照ください。

本ガイドラインは、感染をゼロにできるものではなく、感染リスクを低下させるためのものです。照明事業者は、様々な作業状況や環境に応じて各々が試行錯誤しながら感染防止対策を講じる必要があります。

また、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものいたします。また、本ガイドラインに記載のない事項についての感染防止対策を、発注者や施設関係者等から求められた場合は、十分協議の上、適切にご対応いただきたくお願いいたします。

II. 主な用語説明

1. 照明業務の種類：
 - ・コンサート、イベント、演劇等での照明業務
 - ・テレビ番組収録等での照明業務
 - ・公共ホール、民間ホール、劇場、ホテル宴会場等の施設内での照明管理運営業務
2. 照明事業者：照明業務を受注する照明会社、使用者
3. 照明従事者：雇用形態を問わず、照明業務を実際に行う労働者
4. 技術スタッフ：照明従事者を含む、進行、美術、音響、映像、運営補助、警備等の実際の舞台運営に関する技術業務を行う者
5. 現場責任者：公演や収録が行われる場において、派遣される照明スタッフの取りまとめを行う責任者
6. 発注者：照明事業者に対し、照明業務を発注する事業者
 - ・コンサート、イベント、演劇等を企画・制作し、主催者となる、企業、団体等
 - ・テレビ番組の収録を企画・制作するテレビ局、関連企業等
 - ・ホール等の文化施設やホテル宴会場等の運営を行う国、地方自治体、企業等
7. 出演者：アーティスト、役者等
8. 施設関係者：公演・収録会場の所有者、または、会場の管理運営業務を行う者
9. 公演・収録関係者：上記の技術スタッフ、発注者、出演者、施設関係者等の公演・収録に関わるすべての者
10. 来場者：公演・収録を観にきていただく一般のお客様
11. 社内準備作業：自社での、通常業務、図面作成、機材準備等の社内で行う作業
12. 社外準備作業：自社外での、対面での会議、会場下見、リハーサル等の社外で行う作業
13. 現場：照明従事者が業務を行うすべての場所
14. リハーサルスタジオ：会場に入る前に、事前出演者と事前リハーサルや稽古を行う場所
15. 会場：公演・収録を実際に行う場所のこと。劇場、ホール、アリーナ等
16. 会場作業：公演・収録会場で行う設営、公演、収録、撤去作業のこと
17. 設営・撤去：機材を会場に設営し、撤去していく作業のこと
 - ・搬入：照明機材を公演・収録会場にトラック等で運び込む作業
 - ・仕込み：図面に従い、照明機材を決められた場所に設置していく作業
 - ・フォーカス：光の向きを、美術セットや出演者の立ち位置に合わせる作業
 - ・明かり作り：会場内で、各シーンの明かりを作る作業
 - ・リハーサル：最終チェックの為、お客様が来場する前に、公演・収録本番と同じ環境で照明業務を行うこと
 - ・撤去：公演・収録終了後、設営した機材を撤去する作業
 - ・搬出：公演・収録会場に持ち込んだ機材を、トラックに積み込む作業
 - ・事前リハ：公演・収録会場に入る前に、スタジオ等で事前リハーサルを行う事
18. 本番：公演・収録を実際に行なうこと（無観客の場合もある）

III. 感染防止のための基本的な考え方

照明事業者は、自社の事務所・倉庫内のほか、発注者等と十分協議の上、社外での事前会議や下見から、リハーサルスタジオ等での事前リハーサル、公演・収録会場での本番まで、照明従事者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとします。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けること等、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨としています。

IV. 照明従事者に対して講じるべき基本的な対策

1. 照明従事者への感染防止策（業務全般）

- ① 以下の症状が発生した照明従事者を業務に参加させてはいけません。（以下の症状が発生した照明従事者を「有症状者等」という。以下同じ。）
 - ・ 37.5℃以上の発熱・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害等の症状がある者。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者。
 - ・ 同居家族や身近な知人の感染が疑われる者。
 - ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域等の在住者との濃厚接触がある者。
- ② 照明従事者に対し、出勤前に自宅で検温を行わせ、照明事業者が用意したチェックシートに検温結果を記入させ、照明事業者または現場責任者にチェックシートを提出させてください。37.5℃以上の発熱がある場合には直ちに自宅待機とします。照明事業者は感染リスクを下げるため、発熱した照明従事者が無理して出勤することのないよう、安心して休むことができるバックアップ体制等をご検討ください。
- ③ 上記チェックシートのほか、照明従事者の勤務日、通勤経路、勤務時間、勤務場所、作業エリア、作業メンバー等を把握し、名簿を作成してください。名簿は3週間より長い期間保管することとします。また、照明従事者に対し、この情報が必要に応じて保健所等の公的機関や、発注者へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じてください。
- ④ 照明事業者は、照明従事者に対し、業務上困難な場合を除き、原則業務中でのマスクの着用をさせるようにしてください。また、通勤・退勤時含め、自宅から業務場所までの移動中も、必ずマスクの着用を求めます。真夏の野外の現場やロケ現場等、マスクを着用することが熱中症等により命の危険に繋がる場合や、業務の必要上やむを得ない場合は、発注者と十分に対応協議の上、マスクを外しての作業もご検討ください。その際には後述の、「2. 照明従事者の身体的距離の確保等」の記載事項を確実に遵守してください。
- ⑤ 照明事業者に対し、手洗いを徹底するようにしてください。

- ⑥ 業務中の飲み物は、照明従事者が各自で蓋つきのペットボトルや水筒を持参し、業務中に飲んだ際は都度キャップを閉めてください。特に真夏の業務においては、こまめに水分を補給し、塩飴等を摂取するよう心掛けてください。

2. 照明従事者の身体的距離の確保等（業務全般）

- ① 照明従事者が、作業場所を問わず、すべての業務を行う上での基本原則として、身体的距離（できるだけ2 m（最低1 m）の距離をいう。以下同じ。）が確保できるようにしてください。そのため、照明事業者は、安全な作業のために必要な人数は確保しなければなりません。必要に応じて発注者と相談の上、照明従事者の人数を必要最小限に限定してください。
- ② ①に加え、照明従事者は、4 m²の中に1人となるような形で、他者との身体的距離を確保できるようにしてください。
- ③ 身体的距離の確保が困難な場合、パーティション、フェイスシールド等の身体的距離を置くことと同等の効果の有する措置を講じてください。
- ④ 十分な距離を取って照明業務を行うには、作業時間がこれまでより必要となるため、照明事業者及び照明従事者は、発注者と十分に協議し、密な空間の発生防止に努めてください。
- ⑤ 照明従事者の家族、知人、見学者等の業務に必要不可欠ではない者の現場への立入りを禁止してください。

3. 換気の実施

- ① 自社が所有・賃貸・管理している事務所・倉庫等において、常時の換気を心掛け、真夏や真冬等のエアコンを必要とする季節においても、換気をするようにしてください。

4. 事務所・倉庫等の消毒

- ① 自社が所有・賃貸・管理している事務所・倉庫等において、照明従事者等の関係者が入退出する際の感染防止対策として、出入口に手指消毒剤を備え付けるようにし、手指消毒を行ってから入退出するよう指導してください。
- ② 自社が所有・賃貸・管理している事務所・倉庫等において、出入口以外のドアノブ、手すり、リモコン、トイレ等の不特定多数の者の手が触れるおそれがある設備及び共有する機材については、頻繁な清拭消毒を行ってください。

5. トイレの清掃及び消毒

- ① 自社が所有・賃貸・管理している事務所・倉庫等のトイレについては、不特定多数の者の手が触れる場所の清掃及び消毒を行います。
- ② トイレの蓋がある場合には、トイレは蓋を締めて流すよう表示します。
- ③ ペーパータオルを設置するか、個人のハンカチ等を使うよう徹底します。ハンドドライヤーは使用しません。
- ④ 液体石鹸やアルコール手指消毒剤を設置します。
- ⑤ 自社が所有・賃貸・管理している事務所・倉庫等以外のトイレを、照明従事者が使用する場合、ト

イレは蓋を締めて流し、ハンドドライヤーは使用せず、個人のハンカチ等持参させるようにしてください。ペーパータオルの使用は構いません。

6. 清掃・ゴミの廃棄

- ① 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底します。
- ② 作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行います。

7. 周知・広報

- ① 感染防止のため、以下について照明従事者に対し周知・広報します。
 - 有症状者等は原則として従事しない
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底
 - 身体的距離の確保の徹底

8. 自社外での照明業務における衛生の促進

- ① 照明従事者が、自社外の会議室、リハーサルスタジオ、公演会場の業務上立ち入るすべての場所に入退出する際、必ず手指消毒を行ってから入退出するよう指導してください。発注者や施設側のガイドラインでは、ほとんどの会場において、スタッフ入口及び楽屋ロビー等に手指消毒剤が設置されるとの事ですが、場所によっては手指消毒剤の設置がないケースも予想されます。自社外の作業場所については、現場責任者に、参加する照明従事者分纏めて手指消毒剤を持参させる等の対応をご検討ください。労使間のない外注業者については、原則として、発注者や個人事業主自身に感染防止対策に必要な備品の持参義務がありますが、状況に応じてご対応ください。
- ② 感染拡大防止のため、照明従事者分の、感染防止キットをケースに一纏めにして各業務場所に持ち込むまたは備え付けることをご検討ください。感染防止キットに含めるものとしては、以下のようなものが考えられます。
 - (ア)手指消毒剤
 - (イ)予備のマスク(夏場は冷感マスク)
 - (ウ)除菌シート
 - (エ)ゴミ袋（使用済シート等を捨てるため）
 - (オ)サージカル手袋
 - (カ)フェイスシールド
 - (キ)塩飴
 - (ク)非接触型体温計
 - (ケ)体温計

※体温は入館前に計測する必要があります。感染防止キットを機材トラックの中に入れて持ち込む場合は、現場責任者が体温計だけ手持ちする等、ご対応ください。

9. 休憩、食事休憩

- ① 照明従事者が使用する休憩スペースの場所の確保及び指定は、発注者が行いますが、照明従事者同士

が十分な身体的距離を確保できるよう、照明事業者は発注者と十分協議を行ってください。休憩スペースは可能な限り常時換気を行うものとし、ドアノブや椅子等、手が触れる場所は必要に応じて除菌シート等で消毒を行ってください。

- ② 照明従事者は、食事の前には必ず手洗いを行ってください。
- ③ 発注者から食事が提供される場合、適切な感染症対策がとられた上での提供になっているか、照明事業者が確認する必要があります。
- ④ 照明従事者は、食事の際に、身体的距離の確保に努めてください。身体的距離を確保することができない場合は、時間をずらして他の組と分かれて食事をとる等の工夫を行うとともに、真正面の配置は避けてください。
- ⑤ 照明従事者は、休憩中及び食事時の不必要な会話は控えてください。

10. ステージにおける感染防止策

- ① 発注者が策定しているガイドライン（「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年5月25日。一般社団法人コンサートプロモーターズ協会、一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟）には、
「出演者は、公演中も出演者同士の身体的距離の確保として、2mを目安に（最低1m）確保するよう努めます。また、身体的な接触は控えます」
「マイクは出演者ごとに用意し、使い回しはしません。マイクの使用の前後には、手洗いや手指消毒を行うとともに、使用した機器の消毒を徹底して行います」
「ステージの周辺は飛沫感染のおそれがあるため、ステージ周辺で作業を行う公演関係者は、作業の前後に手洗いや手指消毒を行うとともに、ステージ機器の消毒を徹底して行います」
と記載されていますので、照明従事者はそれに従って照明業務を行ってください。

11. 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ① 社内準備作業中に感染が疑われる照明従事者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けなければなりません。必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とします。
- ② 対応する者への、マスクや手袋の着用を徹底します。
- ③ 速やかに保健所へ連絡し、指示を受けることとします。
- ④ 社外準備作業中に感染が疑われる照明従事者が発生した場合、照明従事者は、発注者の指示に従うこととします。
- ⑤ 発熱等の症状により自宅で療養することとなった照明従事者は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとし、検査結果が陰性であっても、症状が改善してから最低48時間が経過するまでは参加を認めないものとし、

12. 保健所との関係

- ① 照明従事者に感染が疑われる場合には、保健所等の公的機関の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

V. 様々な場面における対策

1. 「公演・収録関係者等との事前会議・会場下見」の際に行う感染防止対策

- ① 感染防止の為、極力 web 会議等にて打ち合わせを行うこととしますが、発注者の要請や、必要不可欠な対面での会議や現場下見の場合は、照明事業者は、会場条件等を考慮し、発注者とも事前に十分協議した上で、以下の感染防止対策を行うよう、照明従事者に対し、指導してください。
- ② 事前会議や会場下見に参加する照明従事者は、「**1. 照明従事者への感染防止策**」記載事項を遵守の上、業務を行ってください。
- ③ 会場条件にもよりますが、可能な限り「**2. 照明従事者の身体的距離の確保等**」記載事項を遵守するよう心掛けてください
- ④ 照明従事者は、「三つの密」を避け、余裕をもって着席し、会議室内の窓やドアの解放が可能か、換気システムはあるか等、十分に換気ができているかを確認し、不十分な場合は現場責任者と協議の上、対策を講じてください。
- ⑤ 事前会議や会場下見の進捗次第になりますが、極力短時間で終わらせることができるよう、照明従事者も、事前会議や会場下見を行う前までの情報整理を心掛けてください。

2. 「リハーサルスタジオ等での照明業務」の際に行う具体的な対策

- ① 照明従事者は、感染防止のため、極力 web 配信、録画、録音等で、発注者及び公演・収録関係者と資料共有を行います。発注者や出演者等の要請等により、リハーサルや稽古等へ参加が必要な場合は、リハーサルスタジオ等の条件等を、事前に十分考慮した上で、以下の感染防止対策を行うよう、照明従事者に対し、指導してください。
- ② リハーサルスタジオ等、での照明業務を行う照明従事者は「**1. 照明従事者への感染防止策**」記載事項を遵守の上、業務を行ってください。
- ③ 照明従事者、公演関係者同士の距離は、会場条件、業務状況によりますが、可能な限り「**2. 照明従事者の身体的距離の確保等**」記載事項を遵守するよう心掛けてください。
- ④ 感染防止の為、照明従事者は、通しリハーサルのみ参加する等、必要最低限の時間でリハーサルに参加してください。
- ⑤ スタジオ入りしてからリハーサル開始までの時間や、リハーサル休憩中について、照明従事者は、密な空間を避けるため、スタジオ外の換気の良い場所で待機する等、環境に応じた対策をご検討ください。

3. 「公演・収録会場等での照明業務」の際に行う具体的な対策

- ① 公演・収録会場等で、照明業務を行う照明従事者は、「**1. 照明従事者への感染防止策**」記載事項を遵守の上、業務を行ってください。
- ② 照明従事者及び公演関係者同士の距離は、会場条件、業務状況によりますが、可能な限り「**2. 照明従事者の身体的距離の確保等**」記載事項を遵守するよう心掛けてください
- ③ 【業務全般】照明従事者は、搬出入、仕込み、フォーカス等の作業の区切りの都度、手洗いや手指消毒を行ってください。

- ④ 【業務全般】発注者や施設側団体のガイドラインによりますと、施設管理者の指導の下、公演会場・収録会場では適切な換気が行われます。特に、スタジオやライブハウス等の小空間は常時または頻繁に換気が行われます。また、ホールやアリーナ以上の規模の会場では、定期的に会場空間の両端の扉や窓を最大限開放した上で、会場の空調設備を利用した換気を行うとの事です。会場の換気機能が脆弱な場合は、扇風機、サーキュレーター等を利用し換気を行うそうです。今までと違った作業環境になることを、照明事業者は照明従事者に周知する必要があります。
- ⑤ 【業務全般】調光室や副調整室、ピンルーム等の窓のない場所での業務は感染拡大リスクが高くなります。また、他のスタッフと混在して作業をすることもありますので、照明従事者は、必要最低限の者のみが入室し、入退室の際には必ず手洗いをを行うこととします。照明事業者は、入退室した照明従事者の情報を把握してください。また、調光室や副調整室で照明操作卓棟等を操作する時は、マスクを着用してください。照明操作卓等は精密機器になりますので慎重に消毒するようにしてください。特にフェーダー等の本体内部に液体が入る恐れのある部分の消毒は、消毒剤を布等にしみこませて拭くようにしてください
- ⑥ 【移動時】照明従事者が、ワンボックスの機材車を運転して移動することもあるため、乗車する照明従事者は事前に手洗いや手指消毒を行い、マスクを着用するとともに、分散乗車等を検討し、可能な限り乗車人数を減らしてください。乗車時は、窓を開けて換気を行い、ハンドル等の車内で手が触れる部分の消毒をしてください。
- ⑦ 【設営・撤去】照明従事者は、設営・撤去前の打ち合わせを行う際は、十分に換気が取れる場所で行ってください。
- ⑧ 【設営・撤去】照明従事者は、手洗いや手指消毒を行った上で、設営作業前に持ち込み機材が消毒済みか確認を行うこととします。消毒済みの確認が取れない機材は消毒剤や除菌シート等で消毒を行います。撤去・搬出時は、作業時間短縮のため、機材の消毒は、自社の倉庫等で行ってください。
- ⑨ 【設営・撤去】公演会場が所有する照明機材については、所有者の許可を得た上で、利用前及び利用後に、消毒剤や除菌シート等で消毒を行います。
- ⑩ 【設営・撤去】仕込みの際、照明従事者はマスクを着用してください。身体的距離を確保するようにしてください。身体的距離の確保が困難な場合は、フェイスシールドの着用をします。
- ⑪ 【設営・撤去】作業時の安全確保のため、常時、軍手や革製手袋等を着用する照明従事者が多いと思いますが、状況により素手で機材等を触った場合は、触れた箇所の消毒をするようにしてください。
- ⑫ 【設営・撤去】照明事業者は、トラック等の車輻への積み込みや車輻からの荷下ろしをする際に、照明従事者が、必要最小限の人数になるようにしてください。作業をする者同士の距離については、可能な限り身体的距離を確保し、密な空間を作らないよう、一度に大人数が車輻内で作業しないようにしてください。
- ⑬ 【設営・撤去】照明事業者は、照明従事者が公演・収録会場において使用する機材や備品、用具等の取扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。
- ⑭ 【設営・撤去】共有する工具や台車等については、使用する前に消毒剤や除菌シート等で消毒を行ってください。
- ⑮ 【フォーカス】フォーカス作業中は照明従事者全員のマスクの着用を義務付け、照明従事者同士は

身体的距離を確保するようにしてください。身体的距離の確保が困難な場合は、フェイスシールドの着用してください。

- ⑯ 【フォーカス】フォーカス時に使用する機器（照明操作金具棒等）は、使用前後に消毒を行ってください。
- ⑰ 【リハ・本番】照明従事者は、リハーサルや本番の前後は手洗いや手指消毒を行い、リハーサルや本番中は、照明従事者全員にマスクの着用を義務付け、照明従事者同士は身体的距離を確保)するようにしてください。身体的距離の確保が困難な場合は、フェイスシールドの着用してください。
- ⑱ 【リハ・本番】公演会場の客席内やステージ周辺で作業する照明従事者は、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な感染防止対策に努めてください。
- ⑲ 【リハ・本番】リハーサルや本番の前後には、公演会場の客席内やステージ周辺で使用する照明機材の消毒を徹底して行ってください。

4. 【野外コンサート・ロケ・中継等野外での照明業務】の際に行う具体的な対策

- ① 公演・収録会場等で照明業務を行う照明従事者は「**1. 照明従事者への感染防止策**」「**4. 公演・収録会場等での照明業務**」の際に行う具体的な対策記載事項を遵守の上、業務を行ってください。
- ② 照明従事者及び公演関係者同士の距離は、会場条件、業務状況により異なりますが、可能な限り「**2. 照明従事者の身体的距離の確保等**」記載事項を遵守するよう心掛けてください。
- ③ 【設営・撤去】仕込み作業の際、照明従事者はマスクを着用してください。作業時の安全確保のため、常時、軍手や革製手袋等を着用する作業従事者が多いかと思いますが、状況により素手で機材等を触った場合は、触れた箇所の消毒をするようにしてください。
- ④ 【設営・本番・撤去】夏場の野外コンサート、屋外ロケ、中継等における照明業務についても、原則としてマスクを着用しますが、状況により熱中症の危険がある場合は、照明従事者は、現場責任者と十分に相談の上、身体的距離を取る等の感染防止対策を検討した上で、特例的にマスクを外して作業を行ってください。

5. 「事前準備・公演終了後の自社の倉庫・事務所等での作業」の際に行う感染防止対策

- ① 照明従事者は、「**1. 照明従事者への感染防止策**」記載事項を遵守の上、業務を行ってください。
- ② 照明従事者及びそのほかの関係者との距離は、可能な限り「**2. 照明従事者の身体的距離の確保等**」記載事項を遵守するよう心掛けてください。
- ③ 照明従事者は、作業中、こまめに石鹸での手洗いや手指消毒を行ってください。
- ④ 照明従事者は、作業前にパソコン、電話、身の回りの器具、備品等を除菌シート等で拭き、使用したシートをゴミ袋に入れて廃棄してください。
- ⑤ 照明事業者は、照明従事者が使用する機材や備品、用具等の取扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。
- ⑥ 照明従事者は、現場での使用機材を消毒してから出入庫してください。特に、無線機等の身につけて使用するものは、特に念入りに消毒してから出入庫してください。
- ⑦ 照明従事者は、事前プログラムを行う照明卓等を、除菌シート等で拭いてから作業を始めてください。
- ⑧ 照明従事者は、照明卓等の精密機器を消毒する際は、液体を直接吹きかけると故障の原因になります

ので、除菌シート等を使用してください。

- ⑨ 照明事業者は、照明従事者が休憩や食事休憩をする際に、休憩室が密な空間にならないよう、時間差で休憩を取らせ、対面を避け、会話は控えるよう指導してください。また、外に食事に行く際は、密な時間を避けられるよう、食事休憩時間を調整してください。
- ⑩ 照明事業者は、トラック等の車輻への積み込みや荷下ろしをする際に、照明従事者が、必要最小限の人数になるようにしてください。作業をする者同士の距離について、可能な限り身体的距離を確保し、密な空間を作らないよう、一度に大人数が車輻内で作業しないようにしてください。
- ⑪ 照明従事者は、作業終了後、倉庫から退出する際に、使用したパソコン、電話、身の回りの器具、備品等を、除菌シート等で拭き、使用したシートをゴミ袋に入れて廃棄してください。